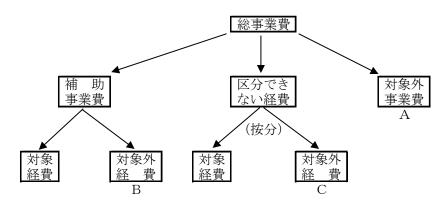
複合施設における対象外経費算出方法



対象外経費=A+B+C

- 1. 総事業費を補助事業費 (プール、武道場等)、対象外事業費(校舎、屋内運動場等)及び区分できない経費(基礎工事等)に分ける。
- 2. 補助事業費について、補助対象経費、対象外経費(別添1参照)に分ける。
- 3. 区分できない経費について、面積按分により補助対象経費、対象外経費に分ける。
- 4. 上記により算出した合計が対象外経費である。

水泳プールに附属した機械室・更衣室又は屋内プールが建物と一体となって経費が 明確に区分できないものについての按分方法

ア. プールを屋上(屋外)に設けた場合

水泳プール附属室面積 学校建物面積+水泳プール附属室面積

イ. プールを屋内に設けた場合

水泳プール関係面積 学校建物面積+水泳プール関係面積 (プール水面積及びプールサイド面積を含む)